

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 令和2年度に限り各要件を変更します

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度（2020年度）の申請に限り、各要件を変更して取り扱います。令和3年度以降の取り扱いについては今後の状況を踏まえ検討を行う予定です。

### 対象要件の変更

対 象：2020年3月31日時点で妻の年齢が42歳であるご夫婦のみ

助成金のご案内パンフレット 1ページ **不妊治療、不育症検査・治療 共通** **助成対象者**

変更前：② 1回の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

変更後：② 2020年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、1回の治療期間の初日における妻の年齢が44歳未満であること。

### 所得要件の変更

対 象：全員

助成金のご案内パンフレット 1ページ **不妊治療、不育症検査・治療 共通** **助成対象者**

変更前：④ 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間に申請を行った場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。

変更後①：④の要件を満たさない場合であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は助成対象として取り扱います。

【給与所得者の場合の所得の推計方法の例】

- ・2020年2月以降から申請日の属する月の任意の1か月の給与 × 12
  - ・賞与等の推計額
- の合計額（個人事業主の場合は、給与所得者に準じた取り扱い）

※所得急変や賞与等の確認及び推計ができる書類を別途御提出ください。詳しくは保健福祉事務所（パンフレット裏表紙参照）までお問い合わせください。

変更後②：新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が2020年6月以降となった場合に、前々年の所得が730万円未満であって、前年の所得が730万円以上となるご夫婦については、前々年の所得をもって助成対象として取り扱います。

裏面へつづきます

# 助成上限額引き上げ対象期間・助成回数等の変更

対象：全員

変更内容：不妊フローチャートの **1年以内** → **2年以内** と読み替えてください。

対象：**2020年3月31日時点で妻の年齢が42歳**のご夫婦のみ

変更内容：不育・不妊フローチャートの **43歳** → **44歳** と読み替えてください。

対象：**2020年3月31日時点で妻の年齢が39歳**のご夫婦のみ

変更内容：不育・不妊フローチャートの **40歳** → **41歳** と読み替えてください。

助成金のご案内パンフレット 1～2ページ

## 不育症検査・治療を受ける方

### 助成回数判定フローチャート

(1) 助成を受けることのできる回数は？

初めて助成を受ける(た)検査・治療の開始日  
[ 年 月 日 ]

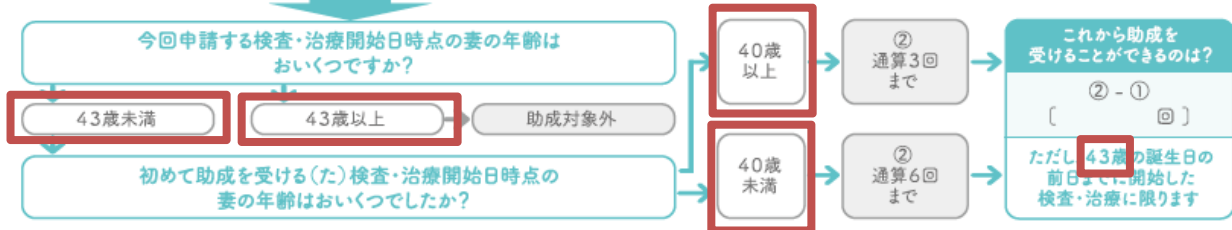
初めて助成を受ける(た)ときの  
検査・治療開始日時点の妻の年齢 [ 歳 ]

これまで受けた通算助成回数 [ ① 回 ]

※「通算助成回数」は過去に受けた他自治体からの助成は含みません。

(2) 1回の助成金額の上限額は？

項目	助成上限額
検査	5万円
治療	10万円
検査及び治療	15万円



## 不妊治療を受ける方

### 助成回数判定フローチャート

(1) 助成を受けることのできる回数は？

初めて助成を受ける(た)治療の開始日  
[ 人工授精 年 月 日 ]  
[ 体外・顕微 年 月 日 ]

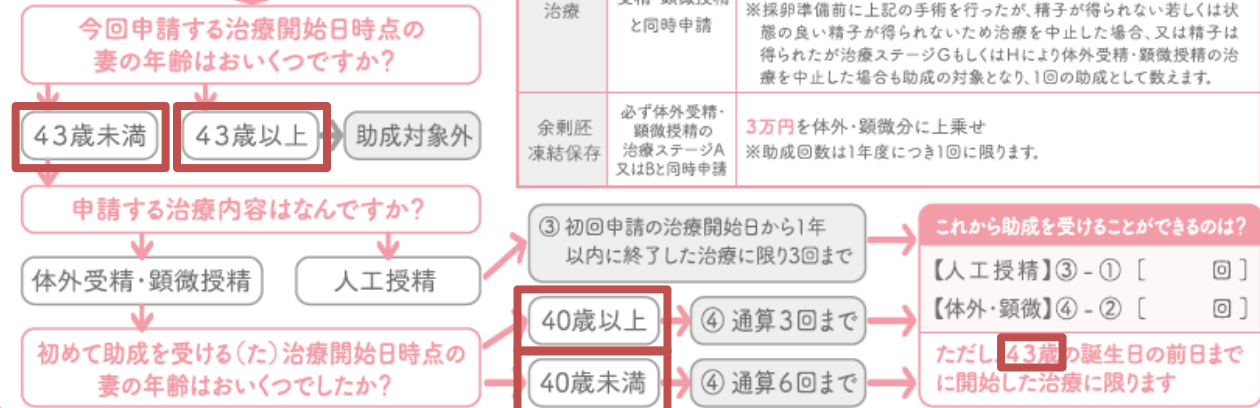
初めて助成を受ける(た)ときの治療開始日  
時点の妻の年齢 [ 体外・顕微 歳 ]

これまで受けた通算助成回数  
[ ①人工授精 回 ] [ ②体外・顕微 回 ]

※「通算助成回数」は体外受精・顕微授精については過去に受けた他都道府県、政令指定都市、中核市からの助成を含みます。

(2) 1回の助成金額の上限額は？

治療内容	助成回数	助成上限額・内容
人工授精	通算3回目まで	3万円 ※初回申請の治療開始日から <b>1年以内</b> に終了した治療に限ります。
体外受精 顕微授精	通算1回目	30万円(治療ステージC、Fについては12万5千円)
	通算2～3回目	15万円(治療ステージC、Fについては7万5千円) ※ただし、初めて助成を受けた治療の開始日から起算し、 <b>1年以内</b> に終了した治療については、次のとおり助成限度額が引き上げられます。 15万円→30万円 7万5千円→12万5千円
	通算4～6回目	15万円(治療ステージC、Fについては7万5千円)
男性不妊 治療	原則として体外受精・顕微授精と同時申請	15万円(初回助成は30万円)を体外・顕微分に上乗せ ※体外受精・顕微授精の治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE、MESA、PESA、TESA)を行った場合に限ります。 ※採卵準備前に上記の手術を行ったが、精子が得られない若しくは状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合、又は精子は得られたが治療ステージGもしくはHにより体外受精・顕微授精の治療を中止した場合も助成の対象となり、1回の助成として数えます。
余剰胚 凍結保存	必ず体外受精・顕微授精の治療ステージA又はBと同時申請	3万円を体外・顕微分に上乗せ ※助成回数は1年度につき1回に限ります。



いずれも令和2年度の申請に限ります。申請漏れのないようご注意ください。